

令和3年10月6日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

市区町村で実施するがん検診については「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が示されているところですが、今般、指針の一部が改正され、厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされるとともに、日本医師会に対して周知依頼がありました。

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）の改正が、令和3年10月1日付けで施行されることとなり、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合においては、医師の立会いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施することが可能となりました。

本指針の改正では、乳がん検診の検診項目として、医師の立ち会いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施する場合に用いる様式例として、医師以外の医療従事者による実施が可能な質問用紙及び責任医師等を明示した実施計画書が示されています。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

○日本医師会ホームページ「メンバーズルーム」から別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2021ken2_343.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）です。

【担当事務局】

大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875